

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日立造船株式会社		コード	7004
提出日	2021/5/26	異動(予定)日	2021/6/22	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	高松 和子	社外取締役	○													△		訂正・変更	有
2	リチャード R. ルーリー	社外取締役	○													△		訂正・変更	有
3	庄司 哲也	社外取締役	○													△		新任	有
4	土井 義宏	社外監査役	○													○		訂正・変更	有
5	安原 裕文	社外監査役	○													△		訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	高松和子氏が、過去、業務執行理事を務めていた公益財団法人21世紀職業財団と当社との間には、業務委託等の関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、同財団の経常収益の0.6%であります。また、同氏が過去に業務執行に携わっていたソニー株式会社およびソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社と当社との間には取引関係はありません。	グローバル企業に長年勤務し、また、ソフトウェア開発会社の代表取締役や公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事事務局長を務めるなど、企業経営やダイバーシティ経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化、ダイバーシティ経営を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じた業務執行に対する監督機能強化の役割を果たしております。引き続きこれらの役割を期待し、社外取締役候補者としたものであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	リチャード R. ルーリー氏が2015年1月に退所するまでパートナーを務めていた大手米国弁護士事務所と当社との間には、当社米国子会社を通じて取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は1,000万円未満であります。また、同氏は2015年1月から2020年12月まで当社米国子会社と法律顧問契約を締結しておりますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は1,000万円未満であります。	長年にわたり大手米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務・経営に関する豊富な経験と専門知識を有しており、コーポレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じた業務執行に対する監督機能強化の役割を果たしております。引き続きこれらの役割を期待し、社外取締役候補者としたものであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	庄司哲也氏が現在相談役を務め、2020年6月まで業務執行に携わっていたエス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、同社連結営業収益の0.1%未満であり、同社に対する売上はありません。また、同氏が過去に業務執行に携わっていた西日本電信電話株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、同社連結営業収益の0.1%未満であり、同社に対する売上はありません。	大手電気通信事業者において、代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じた業務執行に対する監督機能強化の役割を期待し、社外取締役候補者としたものであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	土井義宏氏が現在、業務執行に携わる関西電力送配電株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、同社売上高の0.1%未満であり、同社に対する売上はありません。また、同氏が過去に業務執行に携わっていた関西電力株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。	大手電力会社において代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。社外監査役として、独立した立場から当社経営、事業運営などに対する適切な意見、助言をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンス、監査体制の充実に貢献することが期待できることから、引き続き社外監査役候補者としたものであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
5	安原裕文氏が過去に業務執行に携わっていたパナソニック株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。また、同氏が過去に業務執行に携わっていたパナソニックホームズ株式会社と当社との間には取引関係はありません。	世界的電機・機器メーカーにおいて経理部門責任者および常任監査役として企業経営に携わっており、企業経営および監査業務に豊富な経験と幅広い見識を有しております。社外監査役として、独立した立場から当社経営、事業運営などに対する適切な意見、助言をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンス、監査体制の充実に貢献することが期待できることから、引き続き社外監査役候補者としたものであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

<p>(ご参考) 当社の社外役員の独立性判断基準</p> <p>当社は社外役員が以下の事項に該当しない場合、独立性を有すると判断しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社の主要な株主(直近事業年度末日において当社の議決権の10%以上を保有する株主)またはその業務執行者 当社の主要な取引先または過去3年間にその業務執行者であった者 ※主要とは、過去3事業年度における当社との年間平均取引額が、当社の平均連結売上高の2%以上の場合をいう。 当社を主要な取引先とする者または過去3年間にその業務執行者であった者 ※主要とは、過去3事業年度における当社との年間平均取引額が、その者の平均連結売上高の2%以上の場合をいう。 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタント (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。) ※多額とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円以上の場合をいう。 当社から多額の寄付または助成を受けている団体の業務を執行する者 ※多額とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円以上の場合をいう。 以下に該当する者の2親等以内の近親者 (1) 上記1～5に該当する者(重要でない者を除く) (2) 過去3年間に於いて、当社グループの取締役、執行役員または重要な使用人であった者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(任)及びそのいずれにも該当しないものの業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上a～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。